



市民参加型 市政づくり

市民連合会報

発行所 鹿児島市議会市民連合議員団
〒892-0816 鹿児島市山下町11番1号
TEL・FAX099-224-7353 内線4061・4062・4063
mail:shimin@kagoshimashigikai.com

鹿児島市議会議員
さんたんぞの
三反園 輝男
議会報告

令和三年第二回定例会終了

令和3年第二回鹿児島市議会定例会は、6月8日から24日までの17日間で開催され、提案された議案29件を承認・原案可決・同意して終了しました。
新型コロナウイルス感染症の対策に関連した議論が多く交わされました。我が会派からは、合原ちひろ議員が市政全般について個人質疑を行いました。主な議案の質疑は下のとおりです。

一般会計を補正

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億8163万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2691億1748万8千円としました。

自動車を購入

水槽付消防ポンプ自動車
配置先…西消防署
購入金額…4812万5千円
消防ポンプ自動車2台
配置先…吉田地区
(佐多浦分団、本名分団)

ICT環境整備事業

GIGAスクール構想に基づく小・中学校の児童生徒1人1台端末の整備について、本市で
購入金額…3190万
南消防署(喜入分遣団)
郡山分遣団

は令和2年度までに全体の90%の整備を行っており、今回、残り10%分のタブレット端末の整備を完了するものである
今回整備台数 4950台
(全体49,396台)
予算額 313,629千円

鹿児島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

シャイニーヒル魚見地区の地区整備計画区域内における建築物の用途等に関する制限を定め
ました。
今日、市内全体で34ヶ所を定めています。

道路構造の基準に関する条例の一部改正

道路構造令の一部改正に伴い、市道における歩行者利便増進道路の設置に関する規定の追加等を行い、交通安全施設に「自動運行補助施設」を追加しました。

新型コロナウイルス感染症対応への支援金を拡充

1. 飲酒店に対する営業時間の短縮要請及び協力金

決定日(要請日)	5月7日(金)	5月20日(木)(※出水市は5/22(土))	6月4日(金)
感染拡大の警戒基準	ステージⅢ(引上げ)	ステージⅢ(維持)	ステージⅢ(維持)
協力金給付事業に係る予算措置	補正予算 専決処分(5月17日付)(※6/18金:県議会開会) (予算額) 歳出:4,467百万円 歳入:4,467百万円 [国庫支出金:4,467百万円]	補正予算 専決処分(5月26日付)(※6/18金:県議会開会) (予算額) 歳出:4,092百万円 歳入:4,092百万円 [国庫支出金:3,686百万円 諸収入:405百万円]	補正予算 専決処分(6月14日付)(※6/18金:県議会開会) (予算額) 歳出:3,764百万円 歳入:3,764百万円 [国庫支出金:3,388百万円 諸収入:376百万円]
負担割合	[協力金] 国8・県2 (※給付事務費は国の負担)	(予算額) 歳出:327,538千円 [協力金] 国8・県1・市1 (※給付事務費は国の負担)	(予算額) 歳出:327,538千円 [協力金] 国8・県1・市1 (※給付事務費は国の負担)
営業時間の短縮要請	対象区域 ①鹿児島市、②霧島市、③奄美市、④和泊町、⑤知名町 期間・時間 5月10日(月)0時から5月23日(日)24時[14日間] ・営業時間:21時まで(酒類提供:20時まで)	①鹿児島市、②霧島市、③出水市 5月24日(月)0時から6月6日(日)24時[14日間] ・営業時間:21時まで(酒類提供:20時まで)	①鹿児島市、②霧島市 6月7日(月)0時から6月20日(日)24時[14日間] ・営業時間:21時まで(酒類提供:20時まで)
協力金の対象・施設	①時短要請の時点で、対象区域において営業継続中(営業実態あり)であり、食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ②併せて、業種毎の感染拡大予防ガイドライン(業種別ガイドライン)等を遵守している施設。		
協力金の額	中小企業 売上高に応じて1店舗当たり「35万円から105万円」 ※1日当たりの協力金額(2.5~7.5万円) ×要請期間(14日間)	大企業 ※中小企業も選択可 1店舗当たり「上限280万円」	※1日当たりの協力金額①売上高減少額/日×0.4) ×要請期間(14日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方
申請期間	6月1日(火)~7月16日(金)	6月7日(月)~7月30日(金)	6月21日(月)~8月13日(金)

2. 感染拡大(R3.5~)を踏まえての幅広い業種に対する支援策

	国) 月次支援金	県) 事業継続一時支援金	鹿児島市) 家賃支援金
要件	緊急事態措置等の影響により売上高が50%以上減少 (対象地域の時短要請飲食店との取引業者) ※鹿児島市内の事業者も対象 ・旅行関連事業者など	県の営業時間短縮要請等の影響により売上高が50%以上減少 ※県内の事業者(業種問わない) ※月次支援金、時短要請協力金の受給者は対象外	緊急事態措置等の影響により売上高が50%以上減少 ・県の営業時間短縮要請等に影響により売上高が50%以上減少 ・県の時短要請対象飲食店(要請に応じた者)
金額	(法人) 上限20万円/月、(個人) 上限10万円/月	(法人) 上限30万円、(個人) 上限15万円	(法人) 上限20万円、(個人) 上限10万円
開始時期	6月16日 申請受付開始	7月末 申請受付開始(6月補正予算)	7月上旬 申請受付開始(6月補正予算)

個人質疑

問 本市におけるヤングケアラーの実態把握を含めた今後の対応は

答 プロジェクトチームの報告では、国において、地方自治体における現状把握の推進や関係機関の連携のための支援などに取り組みこととされており、本市としましては、その動向を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

問 映像通報システムの実証実験における映像通報の協力依頼件数と映像が取得できた件数は

答 実証実験において、通報者に対し、映像での通報を依頼した件数は81件で、うち映像が取得できた件数は42件であります。

問 映像通報システム導入に向けた考え方と課題は

答 今後、実証実験の結果や運用している他都市の状況を参考に導入の可能性を含め検討したいと考えております。また、システムの性質上、市民の協力が不可欠であることから、事前の広報が課題であると考えています。

産業観光企業委員会

問 時短要請は、県対策本部会議で決定されるのでしょうか
答 が、県対策本部会議の開催時期の考え方を改めて示せ。

答 県の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」は、新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務をつかさどるため、「新型コロナウイルス感染症対策特別措置法」第22条に基づき設置されたものです。同本部会議は、令和2年3月26日に設置され、これまで32回開催されています。

問 令和2年度の最終開催日は2月15日、令和3年度は、5月7日、5月20日、6月4日、6月17日と時短要請を決定・解除した会議となっており、感染拡大状況を踏まえ、適宜開催されるものと認識しています。

問 時短要請と協力金の予算措置はセットとすべきと考えます。決定日と予算措置の時期がずれているが、県の方針はどのようなになっているか。

答 今回の件において、決定日から時期がずれた予算措置になったことについては、決定後に着手する事務委託料のための見積りや協力金の積算、その他専決処分を行うにあたっての手続などに時間を要するためであったと聞いています。

問 5月20日決定から、予算措置手続について、県との協議経過はどうだったか。

答 本市としては、要請日での予算措置は難しいことに理解をしつつ、そうであっても、時短

要請期間の開始日までに予算措置を講じることが望ましいと考へ、県に對し要請いたしました。が、事務手続を急いでも最短で5月26日になることが示されたところであり、5月20日に覚書を締結し、県と同日の5月26日付に専決処分を行ったところです。

問 県市1・1の負担割合はいつどのようになされたのか。

答 協力金の負担に係る経緯につきましても、本年5月7日の県による感染拡大警報発令後も、感染者が依然として多い状況が続いていたことから、5月19日の知事と市長との意見交換会において、時短要請期間の延長を知事に要請するとともに、感染防止対策の役割は本市も担っていることから、熊本県など他の自治体の事例や、また、本市での休廃止鉱山鉱害防止事業が県市同等であった事業を参考に総合的に判断し、延長に伴う協力金の地方負担分を県と市で等しくする方向で協議が整ったところでございます。

問 一回目の時短要請協力金を申請後、振込までの期間は、どの程度を考えているか。

答 県に確認したところ、審査終了後の速やかに支給することとされており、6月1日から申請受付開始に対し、6月中旬頃の支給が示されておりあります。

問 今日の委員会審査を通じて、今後の専決処分のあり方について

の市長の見解
答 協力金に係る予算措置につきましては、基本的には、時短要請期間の開始日までに措置することにより、時短要請に対する飲食店の円滑な協力と、速やかな協力金の給付につなげることが望ましいと考えております。

このようなことから、今回の専決処分を行うにあたりましては、私から知事に対し、時短要請期間の開始日までに予算措置を行っていただきたいと要請いたしました。これに対し、県とされては、事務手続を最短で進める場合、5月26日の専決処分となることと示されたところであり、本市としても同日付で専決処分を行うところと見られます。今後、専決処分を行うにあたりましては、法令の規定に則り、議会からのご指摘も十分に踏まえながら、より慎重に対応してまいりたいと考えています。また、県市が連携して時短要請等の感染防止対策を実施する場合は、事業内容や予算措置を含め、県と十分協議の上、取り組んでまいりたいと考えております。

パブリックコメントを実施

- (1) 鹿児島市公文書管理条例の素案
- (2) 第11次鹿児島市交通安全計画(素案)
- (3) 「特定個人情報保護評価書」(全項目評価)の素案
- (4) 鹿児島市上下水道ビジョン(素案)及び第2期鹿児島市上下水道事業経営計画(素案)

いつでもお気軽にご連絡ください。

☆鹿児島市議会市民連合議員団☆

〒892-0816 鹿児島市山下町11番1号

TEL・FAX 099-224-7353 内線4061・4062・4063

mail:shimin@kagoshimashigikai.com

